

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公開番号】特開2014-224460(P2014-224460A)

【公開日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-066

【出願番号】特願2013-102795(P2013-102795)

【国際特許分類】

F 02 M 35/16 (2006.01)

F 02 M 35/024 (2006.01)

B 62 J 99/00 (2009.01)

【F I】

F 02 M 35/16 N

F 02 M 35/024 5 1 1 B

F 02 M 35/024 5 1 1 C

F 02 M 35/16 M

B 62 J 39/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月1日(2016.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘッドパイプから後方に向かって延出し車体の前後方向略中央部で下方へ湾曲するよう延びるメインフレームと、前記メインフレームの下端部に接合され左右に分岐して下方に延びるピボットフレームと、前記メインフレームの一部に接合され後方に向かって延びる左右一対のシートレールと、前記ピボットフレームの一部に接合され後方に向かって延びる左右一対のサイドフレームとを具備し、前記シートレールと前記サイドフレームとの間に形成される空間にエアクリーナーの一部を配置する自動二輪車のエアクリーナ取付構造であって、

前記エアクリーナは、前記一対のシートレールの間隔よりも広い広幅部及び当該広幅部の左右いずれか一方に偏って前方に突出する狭幅部を有する本体部と、吸気孔を有し前記広幅部の上面に着脱可能に取り付けられるキャップ部とを備え、所定の取付位置に取り付けられた状態で、前記本体部が側面視にて前記シートレールと前記サイドフレームとの間の空間に配置されており、前記キャップ部が平面視にて前記一対のシートレールの中間に位置する一方、側面視にて前記シートレールと重なって配置されることを特徴とする自動二輪車のエアクリーナ取付構造。

【請求項2】

前記メインフレームは、車体幅方向中央に配置されており、前記エアクリーナは、前記取付位置に取り付けられた状態で、前記狭幅部が前記メインフレームの側方且つ前記ピボットフレームの上方において車体前後方向に延び、前端部が側面視にてクランクケースの上方側に配置されることを特徴とする請求項1記載の自動二輪車のエアクリーナ取付構造。

【請求項3】

前記エアクリーナは、前記狭幅部の前端部に排気孔を備えることを特徴とする請求項2

記載の自動二輪車のエアクリーナ取付構造。

【請求項 4】

前記エアクリーナにおける前記本体部は、側面視にて前記広幅部の上面が前記狭幅部の上面と比べて下方に窪んだ形状を有し、前記キャップ部は、側面視にて上面が前記狭幅部の上面よりも上方側に突出して配置されることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の自動二輪車のエアクリーナ取付構造。

【請求項 5】

前記エアクリーナにおける前記本体部の前記狭幅部には、下方に膨出する膨出部が設けられており、前記膨出部は、側面視にて前記一対のサイドフレームの一方の上縁部及び前記ピボットフレームの後縁部に沿って配置される外形を有することを特徴とする請求項1から請求項4のいずれかに記載の自動二輪車のエアクリーナ取付構造。

【請求項 6】

前記エアクリーナにおける前記キャップ部は、前記エアクリーナが前記自動二輪車に取り付けられた状態で前記本体部から上方に取り外し可能に構成され、前記キャップ部が取り外された後の前記本体部は、車体の側方に取り外し可能に構成されることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれかに記載の自動二輪車のエアクリーナ取付構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の自動二輪車のエアクリーナ取付構造は、ヘッドパイプから後方に向かって延伸し車体の前後方向略中央部で下方へ湾曲するように延びるメインフレームと、前記メインフレームの下端部に接合され左右に分岐して下方に延びるピボットフレームと、前記メインフレームの一部に接合され後方に向かって延びる左右一対のシートレールと、前記ピボットフレームの一部に接合され後方に向かって延びる左右一対のサイドフレームとを具備し、前記シートレールと前記サイドフレームとの間に形成される空間にエアクリーナの一部を配置する自動二輪車のエアクリーナ取付構造であって、前記エアクリーナは、前記一対のシートレールの間隔よりも広い広幅部及び当該広幅部の左右いずれか一方に偏って前方に突出する狭幅部を有する本体部と、吸気孔を有し前記広幅部の上面に着脱可能に取り付けられるキャップ部とを備え、所定の取付位置に取り付けられた状態で、前記本体部が側面視にて前記シートレールと前記サイドフレームとの間の空間に配置されており、前記キャップ部が平面視にて前記一対のシートレールの中間に位置する一方、側面視にて前記シートレールと重なって配置されることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この構成によれば、エアクリーナが自動二輪車の取付位置に取り付けられた状態で、本体部が側面視にてシートレールとサイドフレームとの間の空間に配置され、キャップ部が平面視にて一対のシートレールの中間に位置する一方、側面視にてシートレールと重なって配置される。これにより、シートレールとサイドフレームとの間の空間及び一対のシートレールの間に形成される空間をエアクリーナの占有空間として活用できるので、車体の大型化を招くことなくエアクリーナの容量を確保することが可能となる。